

平成30年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画の自己評価結果

(対象期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取り組み内容とその効果	目標の達成状況(※)	実施において明らかになった課題と今後の対応方針
<p>■重点的に取り組む分野【】は評価指標) 総合的な検討を行った結果、以下の事項について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努める。</p>	<p>以下の通り</p>		<p>引き続き、公正、合理的かつ効果的な調達を進めるとともに、一者応札等の改善にも、継続して取り組むこととする。</p>
<p>(1) 事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約の実施 相手先が限定されるような特殊で専門的な機器や役員調達及び業務の委託においては、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施する。【当該取り組みの実施結果】</p>	<p>会計規程及び契約事務の取扱いに定めた随意契約によることができる事由を機構内に説明会等を通じ周知すると共に、総務省行政管理局「独立行政法人の随意契約に係る事務について」等も参照しながら、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施した。</p>		<p>関連例規等に則り、引き続き適正に実施していく。</p>
<p>(2) 効果的な規模の単価契約・一括調達の実施 主に、市場在庫流通物件の調達については、スケールメリットと事務の簡素化につながる事案を中心に単価契約・一括調達の実施を検討する。他方、翻訳等の特定の労働集約型の調達対象においては、フェアトレードを前提とした中小企業配慮に留意する。【当該取り組みの実施結果、単価契約の件数】</p>	<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構内で共通に使用するものについては、年間使用予定量の集計を行った上で、単価契約等による一括契約を以下の通り実施した。他方、翻訳業務、会議用音響機材設置業務、特定仕様の小口印刷業務等においては、中小企業を対象とした少額調達にも配慮し、調達を実施した。</p> <p>(単価契約の件数) 平成29年度 平成30年度 28件 → 22件</p>	<p>【概ね実施】 目標・計画に基づき策定した、平成30年度の「調達等合理化計画」に基づき、合理的な調達に向けた取組を着実に実施した結果、平成29年度に比べ、競争性のない随意契約の比率改善につながった。</p>	<p>見直しにより単価契約による一括契約が可能な案件には適用しており、今後も中小企業へ配慮しつつ、引き続き適正に実施していく。</p>
<p>(3) 専用のWebサイトによる入札関係書類のリリースの推進 入札関係書類の専用Webサイトホームページによる入札公告の公示、仕様書、入札説明書等の頒布並びに関連情報のメルマガ発行を通じて応札者の情報アクセス等の利便性向上を図り、多数の応札希望者に情報が行き渡るよう引き続き配慮する。【当該取り組みの実施結果、入札公示案件数に対する入札説明資料のダウンロード者数】</p>	<p>入札公示専用のHPを開設、仕様書、入札説明書等の頒布を効率的に行うと共に、入札に係る質問に対する回答も当該HP上で展開し、適時に多数の応札希望者に対し情報が行き渡るよう対応を行った。</p> <p>また、メルマガで、入札公示等の更新情報配信を行うことにより、応札希望者の利便性の向上に努めた。</p> <p>(ダウンロード者数) 各公示案件の閲覧業者数の総数は875件であった。 ※平成30年度より重複閲覧を除外したため、昨年度の評価指標と対比はできない。</p>	<p>また、ホームページにおいて、公平性・透明性の確保のため、各種情報の公表を行った。以上から、着実に目標を達成している</p>	<p>情報展開に一定の効果がみられるため、引き続き適正に実施していく。</p>
<p>(4) 一者応札の改善 一者応札の改善に向け、応札のなかった入札公告等の閲覧者に対し、その理由等を確認するためのアンケート調査を行い、要求担当者にフィードバックすることにより、よりオープンな仕様内容への改善を促すと共に、他の公的機関の取り組み等を研究し、AMEDにおいて実装可能な手法について検討を行う。【当該取り組みの実施結果】</p>	<p>入札辞退者に辞退書の提出やアンケート調査への任意協力を依頼し、辞退理由を要求担当者と共に、一者応札及び随意契約の改善に向け、他法人の事例研究を行い、参加者確認公募制度を新たに導入し、調達における公平性・透明性の向上を図った。</p>		<p>昨年度比で1者応札件数は減少しており、情報共有を引き続き実施すると共に参加者確認公募制度を活用して、一者応札の改善に継続して取り組む。</p>

平成30年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構調達等合理化計画の自己評価結果

(対象期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取り組み内容とその効果	目標の達成状況(※)	実施において明らかになった課題と今後の対応方針
<p>■調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会規則に則り、事前に法人内に設置された契約審査委員会(委員長は理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。 ただし、特別の事情があり、委員長が認める場合に限り、委員会は、書面又はメールにより開催することとする。【契約審査委員会による点検件数等】</p> <p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 機構全体へ、適正な調達手続等について、職員研修等を通じ周知を行うと共に、マニュアル、早見表等のメンテナンスを行う。 推進体制にある調達等合理化検討会の統括責任者及び副統括責任者が指定するメンバーによる、調達内容の多面的な審査を行うことにより、国立研究開発法人日本医療研究開発機構がその事業の遂行のために資する適正な調達であるか、個別のチェックを行う。 必要に応じて要求者に直接説明を求める等の吟味を行うとともに、監事回付の調達伺い案件は、要求時回付を確実に行うものとする。【当該取り組みの実施結果】</p>	<p>以下の通り</p> <p>契約審査委員会規則に基づき、新たな随意契約の締結の審査のために、契約審査委員会を5回開催し11件の随意契約審査を実施した。 いずれも規程に沿った事由に基づく適正なものとして承認された。</p> <p>機構職員を対象とし、全員が参加できるようにスケジュールに配慮しつつ、調達事務に係る研修を2回実施した。 また、経理事務処理に関するマニュアルや様式の追加整備を行い、調達事務に必要な書類を示す既存の早見表等とともに電子掲示板等を利用して、引き続き、組織全体に周知を図るなど、不祥事発生の未然防止への取組も行った。 さらに、「購入依頼内容相談会」を毎週一回、定期開催する旨周知し、購入依頼内容について、多面的な意見を購入依頼部室が得られる機会を提供することで、適正な調達がなされるよう支援を行った。</p>	<p>【概ね実施】 随意契約に関する内部統制の確立のために、関係規則に則り、適切に運営を行うことができた。 また、不祥事の発生の未然防止への取り組みとして、事務処理に関する研修を開催し、その内容の周知を都度、繰り返し行うことにより、浸透定着させるように努め、適宜個別の案件にも相談を受けながら適正な処理を指導するというを実施した。</p>	<p>運用ルールに則り、引き続き適正に実施していく。</p> <p>マニュアル等のメンテナンスを、適宜行いながら、引き続き適正に実施していく。</p>

(※)【概ね実施】：計画に記載した内容を概ね実施した取り組み。

【部分的に実施】：計画的に記載した内容を部分的に実施した取り組み、または、実施に向けて関係部署等(機構内の他部署、他機関)との調整を行った取り組み。

【未実施】：何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取り組み、または計画に記載した内容の検討を開始するまでに留まった取り組み。